

平成25年度 臨時金沢市入札制度評価委員会の審議概要

開催日及び場所	平成25年5月24日(金) 金沢市役所 第3委員会室
委員 (委員数5名) (出席数4名)	委員長 坂井 美紀夫(弁護士) 委員 後藤 正美(金沢工業大学教授) 委員 米田 満(公認会計士) 委員 松本 樹典(金沢大学教授:欠席) 委員 舟橋 秀明(金沢大学准教授)
次第	1 開会 2 審議案件 (1) 最低制限価格算定式の見直しについて
審議内容	別紙のとおり
委員会による報告 又は意見の具申	別紙のとおり

(お問合せ) 〒920-8577 金沢市広坂1-1-1
金沢市総務局監理課
電話:076-220-2101

別 紙

総 括

各委員からの意見は、概ね以下のとおりであった。

建設工事に関して、国が低入札価格調査制度価格の見直しを図ったことから、本市においても最低制限価格の算定式を国に準拠して改正することが適当である。なお、国の基準よりさらに上乘せすることについては建築系工事において最低制限価格の上限である90%を超える案件が増加することから、慎重な対応が必要である。

また、建設コンサルタント業務に関する最低制限価格についても、石川県同様に改正することが適当である。

意見の詳細は次のとおり。

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>1 最低制限価格の見直しについて(工事)</p> <p>○ 国が改正した理由は工事品質の確保だけなのか。</p> <p>○ 最低制限価格の算定式における一般管理費の率を引き上げる理由はなにか。</p> <p>○ 今回の算定式における一般管理費の率が上限なのか。</p> <p>2 最低制限価格の見直しについて(委託)</p> <p>○ 最低制限価格は上昇するのか。</p> <p>○ 水道と下水道等とで算定式が違っていた理由はなにか。</p> <p>○ 当事者に混乱等は生じないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が低入札価格調査基準価格における一般管理費の率を工事品質の確保のために25%上乘せした。本市においても国に準拠して同様の算定式としたい。 ・ 国では、一般管理費の率が55%を超えた案件で工事成績評定点が高くなることを確認しており、一般管理費の確保が工事品質の向上につながることから改正したようである。 ・ 本市においては、従来から緊急経済対策として工事品質の確保とダンピング受注の防止を目的として、国の基準よりも一般管理費の率を高く設定して対応してきた。今回、国が工事品質の確保の観点から基準を見直したことから、本市においても、更なる工事品質の確保と経済対策のために、国の基準に合わせることを妥当と考えている。 ・ 最低制限価格の上限が現在は90%で設定されており、最低制限価格の上限を変更しない限りは今回の算定式以上に一般管理費の率を上げることはできないと考えている。 ・ 以前は、水道と水道以外で別の算定式を用いていたものを県が全ての土木コンサルについて算定式を統一したので、本市においても県と同様な算定式としたい。 ・ 影響はないと予想している。また、案件によっては落札率が下がることも考えられる。 ・ 下水道が国交省、水道が厚生労働省と主務官庁が異なっている。昨年度、国交省が下水道について他の土木コンサルと算定式を統一したが、このような事情から、同時に算定式を改正できなかったものと考えている。 ・ 現在は、最低制限価格と平均落札率が大きく乖離しているので、特に問題は生じないと考えている。